国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

平成２９年３月２９日
国土交通省東北運輸局

五所川原市のタクシー事業者に対する行政処分について

平成２８年１０月４日、有限会社外崎商事本社営業所所属の運転者が、酒気帯びでタクシーを運転中に自転車と衝突し、自転車に乗っていた男性にけがを負わせる事故を惹き起こしました。また、当該事故にかかる青森県公安委員会からの道路交通法第１０８条の３４の規定による通知があったことから、平成２８年１０月３１日、東北運輸局及び東北運輸局青森運輸支局が当該営業所に対し監査を実施しました。

その結果、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたことから、東北運輸局長は、下記のとおり事業の停止処分等を発しましたのでお知らせします。

記

Ⅰ．行政処分について

１．行政処分等の対象事業者及び営業所
事業者：有限会社外崎商事
（青森県五所川原市字旭町２９番地１、２９番地２、２９番地１２）
〔法人番号６４２０００２０１１２６１〕
代表者：代表取締役　外崎　靖也
営業所：本社営業所
（青森県五所川原市字旭町２９番地１、２９番地２、２９番地１２）

２．行政処分等年月日
平成２９年３月１６日

３．行政処分等の概要
①事業の停止
平成２９年３月２９日から平成２９年４月２７日まで（３０日間）
②事業用自動車の使用停止処分
平成２９年５月１日から平成２９年７月１９日まで（２両×８０日間停止）
③文書警告

４．違反の概要
①全運転者に対して点呼を全く実施していなかった。（事業停止）
〔道路運送法第27条第3項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項〕

②認可を受けた旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。
（使用停止）
〔道路運送法第9条の3第1項〕

③認可を受けずに、自動車車庫を新設していた。（使用停止）
〔道路運送法第15条第1項〕

④事業計画で定めている自動車車庫以外の場所に事業用自動車を留置していた。（使用停止）
〔道路運送法第16条第1項〕

⑤国土交通大臣が認定した講習を修了していない者に、運行管理者の業務の補助を行わせていた。（警告）
〔道路運送法第23条第2項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項〕

⑥乗務員の健康状態を適切に把握していなかった。（使用停止）
〔道路運送法第27条第3項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項〕

⑦乗務等の規定事項の記録を適切に行っていなかった。（警告）
〔道路運送法第27条第3項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項〕

⑧乗務員台帳の規定事項の記載を適切に行っていなかった。（警告）
〔道路運送法第27条第3項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項〕

⑨運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。（使用停止）
〔道路運送法第27条第3項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項〕

⑩運転者に対する指導及び監督の記録を適切に行っていなかった。（使用停止）
〔道路運送法第27条第3項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項〕

⑪初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。（使用停止）
〔道路運送法第27条第3項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項〕

⑫高齢運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。（使用停止）
〔道路運送法第27条第3項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項〕

⑬３ヶ月定期点検整備を適切に行っていなかった。（使用停止）
〔道路運送法第27条第3項〕
〔旅客自動車運送事業運輸規則第45条〕
〔道路運送車両法第48条〕

５．違反点数の付与状況
当該行政処分により付された違反点数　４６点
東北運輸局管内における累積違反点数　４６点

II．安全確保命令について

１．命令年月日
平成２９年３月１６日

２．　命令の対象事業者
「Ｉ．行政処分について」の１．に同じ

３．命令の内容
早急に道路運送法第２３条第１項の規定に基づく運行管理者を選任するとともに同法第２３条第３項の規定による選任（解任）の届出を行うこと。

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
内澤・滝沢・中山
℡：０２２－７９１－７５３２